

富士山世界文化遺産学術委員会設置要綱

(設置)

第1条 世界遺産一覧表に記載された富士山（以下「資産」という。）及びその周辺環境の保存管理と整備活用を推進するため、学識経験者による富士山世界文化遺産学術委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、富士山世界文化遺産協議会（以下「協議会」という。）に対し、学術的な見地から資産及びその周辺環境の保存管理と整備活用に関する助言、報告を行う。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験のある者のうちから、協議会の会長が委嘱する委員をもつて構成する。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を総括する。

4 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(小委員会)

第7条 委員会が助言、報告を行う事項のうち、事前の準備・調整が必要な特定課題に対する詳細な検討を行うため、委員会に富士山世界文化遺産学術委員会小委員会（以下「小委員会」という。）を置くことができる。

2 小委員会は、委員のうちから前項の検討事項に関する専門的な知見を有する者、協議会に置かれる世界文化遺産アドバイザー、国関係機関及び協議会事務局で構成し、必要に応じて関係者を加えることができる。

3 小委員会は、協議会事務局が委員長と協議の上、必要に応じて招集し、主宰する。

(庶務)

第8条 委員会及び小委員会の庶務は協議会の事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 8月 5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 3月 5日から施行する。